

**改正**

平成27年2月18日告示第7号

平成28年8月5日告示第56号

令和元年5月14日告示第5号

令和4年11月21日告示第92号

伊根町地域力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、住民活動の向上に貢献する活動を支援し、町民、団体及び行政の適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図るため、地域の活力向上や課題解決に向けた取り組みを行う団体に対し、補助金等の交付に関する規則（平成5年伊根町規則第9号。以下「交付規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

**第2条** この要綱における補助対象事業は、次条に定める対象団体が伊根町内で実施する公益的、社会貢献的な事業であって、団体が独自の発想や新しい視点から主体的に提案し、地域力を向上させることを目的とするもので、具体的な効果や成果が期待できる次に掲げる事業とする。

- (1) 環境保全のための活動
- (2) 子育て支援のための活動
- (3) 住民相互で助け合う共助型福祉活動
- (4) 防災・防犯活動
- (5) 地域の美化活動
- (6) 地域産業の振興のための活動
- (7) 地域商業の活性化のための活動
- (8) 農村・都市交流を図るための活動
- (9) 地域スポーツの振興のための活動
- (10) 地域文化の振興のための活動
- (11) 伝統的な祭、芸能その他の地域行催事の再興のための活動
- (12) 独身者の出会いの機会づくりに関する事業
- (13) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに資すると認められる活動

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙に関する活動
- (4) 施設等の建設及び整備を主たる目的とするもの
- (5) 事業実施を伴わない調査又は政策の提案
- (6) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に関する助成を受けているもの
- (7) 公序良俗に反するもの

(補助対象者)

**第3条** この要綱における補助対象者は、ボランティアグループ、地域活動団体、NPO法人及び公共的団体（公益法人及び地縁による団体を含む。）（以下「対象団体」という。）で、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 5人以上の者で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等があること。

- (3) 予算及び決算を適正に行っていること。
  - (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下でないこと。
  - (5) 諸法令を遵守していること。
- (補助金額等)

**第4条** 補助金の対象となる経費、補助金額及び限度額は、別表に定めるところによる。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員に係る飲食費
- (4) 団体の構成員に係る人件費、謝礼
- (5) 団体が支出した経費のうち、支出先から団体に返金されたとみなされる経費（第三者を経由する場合を含む。）

(補助金等の交付申請)

**第5条** 交付規則第5条に規定する申請書は、伊根町地域力向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号、以下「交付申請書」という。）とし、補助対象事業を実施しようとする対象団体は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して、別に指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体の定款、規約、会則等

2 対象団体は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

**第6条** 町長は、受理した交付申請書の内容を審査し、その申請を適当と認めるときは、補助金交付決定を行うものとする。

2 前項の規定により交付決定を行ったときは、伊根町地域力向上支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該対象団体に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

**第7条** 補助金の交付の決定を受けた対象団体（以下「補助団体」という。）は、次に掲げる事業の内容を変更しようとする場合は、伊根町地域力向上支援事業変更承認申請書（様式第4号）を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 本補助金の2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 補助団体は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、伊根町地域力向上支援事業中止承認申請書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第8条** 交付規則第13条に規定する実績報告書は、伊根町地域力向上支援事業実績報告書（様式第6号）によるものとし、補助団体は、補助対象事業の終了後、別に定める期日までに関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助団体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第9条** 補助団体は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、伊根町地域力向上支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第6号の2)により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の概算交付)

**第10条** この要綱に定める補助金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第162条の規定により交付決定金額の10分の8以内の額を概算払することができる。

2 前項の規定による交付金の概算払を受けようとする補助団体は、伊根町地域力向上支援事業補助金概算払請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

3 前項の規定により交付金の概算払を受けた補助団体は、伊根町会計規則(平成19年伊根町規則第9号)第76条第2項の規定により伊根町地域力向上支援事業補助金概算払精算書(様式第8号)を提出しなければならない。

(書類の整備)

**第11条** 補助団体は、交付金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 補助団体は、補助事業により取得した財産について、取得財産等管理台帳(様式第9号)を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

**第12条** 交付規則第21条の規定による町長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第10号)を町長に提出するものとする。この場合において、当該財産を処分することにより収入がある場合には、財産処分による収入金報告書(様式第11号)による財産処分収入金報告書を町長に提出し、町長の請求に応じて補助金の一部又は全部を町に納付しなければならない。

2 交付規則第21条ただし書の規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

3 交付規則第21条第2号に規定する町長が別に定めるものは、1品の取得価格又は効用増加価格が10万円以上のものとする。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年2月18日告示第7号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成28年8月5日告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、改正前のそれぞれの告示の規定に基づいて行われた当該補助金等の手続きは、改正後のそれぞれの告示の規定に基づいて行われたものとみなす。なお、この場合において、改正後のそれぞれの告示が補助金等の交付に関する規則(平成5年伊根町規則第9号)のそれぞれの条文の規定に基づいて行うこととしている手続きは、補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則(平成28年伊根町規則第24号)の改正規定によって改正された同規則の当該規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（令和元年5月14日告示第5号）

この告示は、令和元年5月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月21日告示第92号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（伊根町生き生きまちづくり応援基金資金活用要綱の廃止）

2 伊根町生き生きまちづくり応援基金資金活用要綱（平成23年伊根町告示第21号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金額	限度額
京都府地域交響プロジェクト交付金の採択を受けたもの	京都府地域交響プロジェクト交付金の採択を受けた対象経費から同補助金の交付を受ける額を除いた経費	4分の3以内の額	75万円
上記以外のもの	補助対象事業に係る報償費、旅費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、委託料、備品購入費、工事請負費等とし、その合計額が5万円以上のものに限る。ただし、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額は、補助対象経費の2分の1を超えないものとする。	3分の2以内の額（補助年限は、3年度。）	1の年度につき100万円